

2024. 2. 1

## 新たに3つの追加型投資信託の取扱を開始

静銀ティーエム証券（社長 大石 実）では、お客さまの中長期的な資産形成にお応えするファンドのラインアップの充実を目的に、新たに3つの追加型投資信託の取扱を開始しましたので、その概要をご案内します。

1. 取扱開始日      2月1日（木）

2. 商品概要      （詳細はパンフレットをご参照ください）

### （1）日経平均高配当利回り株ファンド

- ①投信委託会社／三菱UFJアセットマネジメント株式会社
- ②商品の特色／国内の株式を主要投資対象とし、おもに日経平均株価採用銘柄の中から予想配当利回りの上位30銘柄に投資を行い、配当収益の確保と値上がり益の獲得を目指す商品です。

### （2）グローバル高配当株式ファンド（奇数月分配型）

- ①投信委託会社／日興アセットマネジメント株式会社
- ②商品の特色／「配当の原資となる収益」を長期にわたって生み出す力を持ち、加えて株価水準が割安と判断される世界各国（日本を含む）の企業の中から、相対的に配当利回りが高い企業の株式に分散投資を行うことで、安定的な配当収益と値上がり益の獲得を目指す商品です。

### （3）ニッセイ/パトナム・インカムオープン

- ①投信委託会社／ニッセイアセットマネジメント投信株式会社
- ②商品の特色／相対的に高い利回りが期待できる米ドル建ての多種多様な債券（米国債、モーゲージ証券、社債、ハイイールド債および外国公社債）に投資し、分散投資による長期的な収益獲得を目指す商品です。

3. 取扱店      本支店全店      （19カ店）

# 投資信託説明書 (交付目論見書)

使用開始日 2023.9.15



## 日経平均高配当利回り株ファンド

追加型投信 / 国内 / 株式

ファンドは、2024年1月1日から開始される新しいNISAの成長投資枠の対象となる予定です。  
※販売会社により取扱いが異なる場合があります。くわしくは、販売会社にご確認ください。

※ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

商品分類			属性区分		
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域
追加型	国内	株式	株式 一般	年2回	日本

※商品分類および属性区分の内容については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)でご覧いただけます。

- 本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
- ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできます。
- 本書には、約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。
- ファンドの商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に受益者の意向を確認します。
- ファンドの財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。
- 請求目論見書は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。(請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようお願いいたします。)

この目論見書により行う「日経平均高配当利回り株ファンド」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2023年3月14日に関東財務局長に提出しており、2023年3月15日に効力が生じております。

### 委託会社:三菱UFJ国際投信株式会社\*

※2023年10月1日より商号を三菱UFJアセットマネジメント株式会社に変更します。

ファンドの運用の指図等を行います。

金融商品取引業者:関東財務局長(金商)第404号

設立年月日:1985年8月1日

資本金:20億円

運用投資信託財産の:28兆3,166億円

合計純資産総額 (2023年6月30日現在)

ホームページアドレス

<https://www.am.mufg.jp/>

お客さま専用フリーダイヤル

0120-151034 (受付時間:営業日の9:00~17:00)

### 受託会社:三菱UFJ信託銀行株式会社

ファンドの財産の保管・管理等を行います。



## さあはじめよう。高配当株投資

個人投資家の間で注目が高まる“高配当株”への投資  
しかし、自分で個別銘柄を見つけるのはなかなか難しいもの。

そこでわたしたちがご提案するのは  
“日経平均高配当利回り株ファンド”

その名の通り、  
日本を代表する企業で構成された日経平均株価の採用225銘柄のうち、  
予想配当利回りの上位30銘柄を抽出し、  
投資銘柄の配当収益に相当する分配をめざす、という  
シンプルなファンドです。

高配当株投資家への道。  
まずは一歩、当ファンドと共に踏み出してみたいかがでしょうか。

2018年10月

三菱UFJ国際投信



# ファンドの目的・特色

## ファンドの目的

わが国の株式を主要投資対象とし、主として配当収益の確保および中長期的な値上がり益の獲得をめざします。

## ファンドの特色

特色

1

わが国の株式を主要投資対象とします。

- 主として、日経平均株価に採用されている企業の株式に投資を行います。
- 株式の組入比率は、高位を維持することを基本とします。

 日経平均株価とは、東京証券取引所プライム市場上場銘柄のうち代表的な225銘柄を対象として日本経済新聞社により算出、公表される株価指数です。

当指数は、増資・権利落ち等の市況とは無関係の株価変動要因を修正して連続性を持たせたもので、わが国の株式市場動向を継続的に捉える指標として、広く利用されています。同指数に関する著作権、知的所有権その他一切の権利は日本経済新聞社に帰属します。日本経済新聞社は本商品を保証するものではなく、本商品について一切の責任を負いません。

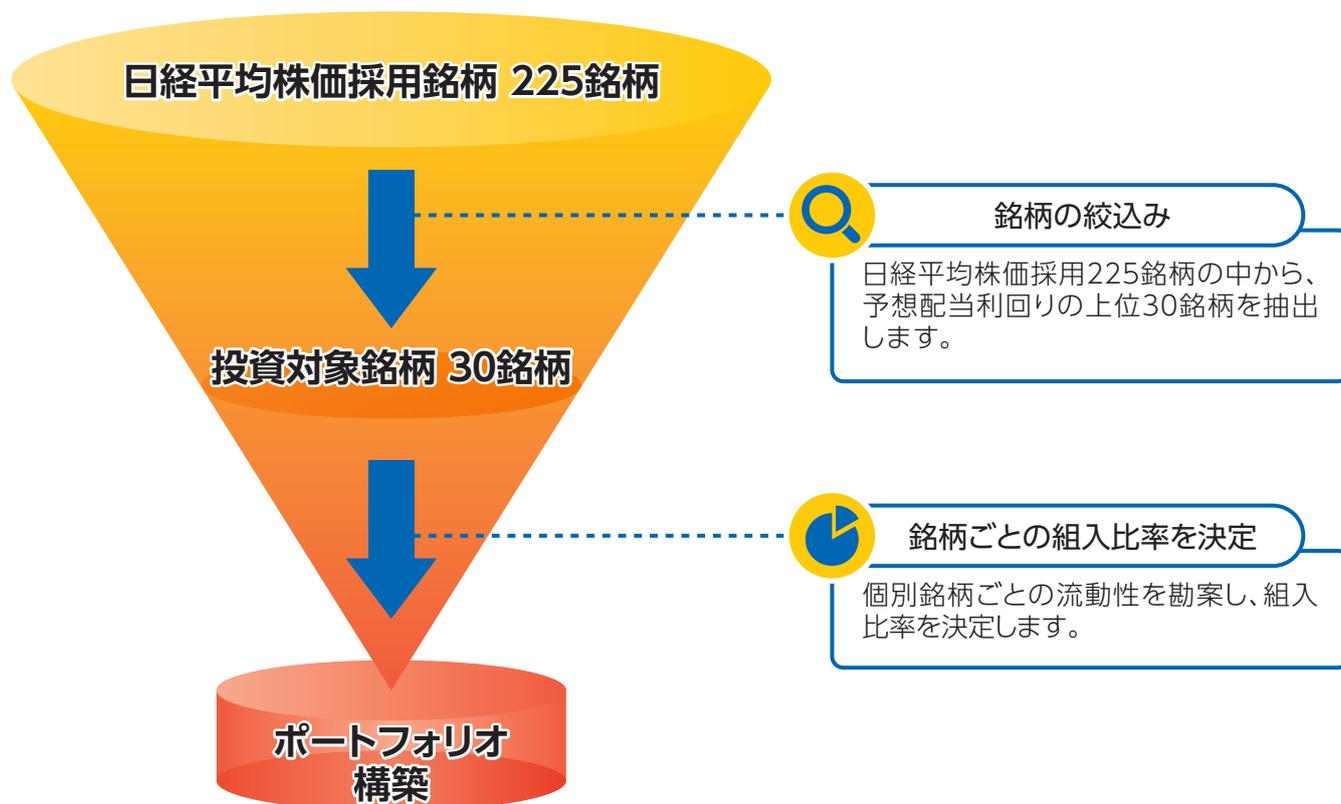
特色

2

主として、日経平均株価採用銘柄の中から、予想配当利回りの上位30銘柄に投資を行います。

- 投資にあたっては、流動性を勘案して銘柄ごとの組入比率を決定します。
- 信用リスク懸念や無配懸念があると委託会社が判断した銘柄は、投資対象銘柄から除外することがあります。また、当該銘柄を保有している場合は売却し、保有銘柄数は30を下回ることがあります。
- 原則として6・12月にリバランス(組入銘柄の入替えと組入比率の調整)を行います。
  - ・日経平均株価採用銘柄の変更が判明している場合は、変更後の採用銘柄の中から予想配当利回りの上位30銘柄を選択します。
  - ・組入れた30銘柄は原則、次回リバランス時まで保有します。

## ■運用プロセス



- ❗ 信用リスク懸念や無配懸念があると委託会社が判断した銘柄は、投資対象銘柄から除外することがあります。また、当該銘柄を保有している場合は売却し、保有銘柄数は30を下回ることがあります。
- ❗ 上記は銘柄選定の視点を示したものであり、すべてを網羅するものではありません。また、実際にファンドで投資する銘柄の将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。上記プロセスは、今後変更されることがあります。
- 👉 委託会社に関する「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページ(<https://www.am.mufg.jp/corp/operation/fm.html>)でご覧いただけます。



年2回の決算時(6・12月の各15日(休業日の場合は翌営業日))に分配を行います。

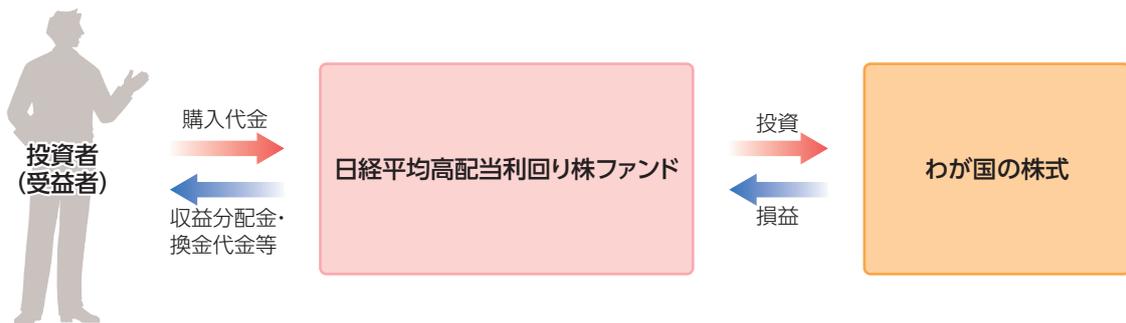
- 分配金額は委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。  
※分配対象収益とは、経費等控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等をいいます。

分配金額の決定にあたっては、配当収入(経費控除後)の水準を勘案します。

\*分配金額の決定にあたっては、予想配当利回りをを用いて配当収入を計算します。

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

## ■ファンドの仕組み



## ■主な投資制限

株式への投資	株式への投資割合に制限を設けません。
同一銘柄の株式への投資	同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
デリバティブへの投資	デリバティブ取引は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを減じる目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。



# 投資リスク

## ■基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。

したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

### 価格変動 リスク

株式の価格は、株式市場全体の動向のほか、発行企業の業績や業績に対する市場の見通しなどの影響を受けて変動します。組入株式の価格の下落は、基準価額の下落要因となります。

### 信用リスク

株式の発行企業の経営、財務状況が悪化したり、市場においてその懸念が高まった場合には、株式の価格が下落すること、配当金が減額あるいは支払いが停止されること、倒産等によりその価値がなくなること等があります。

### 流動性 リスク

株式を売買しようとする際に、その株式の取引量が十分でない場合や規制等により取引が制限されている場合には、売買が成立しなかったり、十分な数量の売買が出来なかったり、ファンドの売買自体によって市場価格が動き、結果として不利な価格での取引となる場合があります。

上記は主なリスクであり、これらに限定されるものではありません。

## ■その他の留意点

- ・ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- ・ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要性が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
- ・収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり率が小さかった場合も同様です。収益分配金の支払いは、信託財産から行われます。したがって純資産総額の減少、基準価額の下落要因となります。

## ■リスクの管理体制

委託会社では、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うとともに運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行い、ファンド管理委員会およびリスク管理委員会において、それらの状況の報告を行うほか、必要に応じて改善策を審議しています。

また、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策を策定し流動性リスクの評価と管理プロセスの検証などを行います。リスク管理委員会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

## ■代表的な資産クラスとの騰落率の比較等

下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

### ● ファンドの年間騰落率および基準価額(分配金再投資)の推移

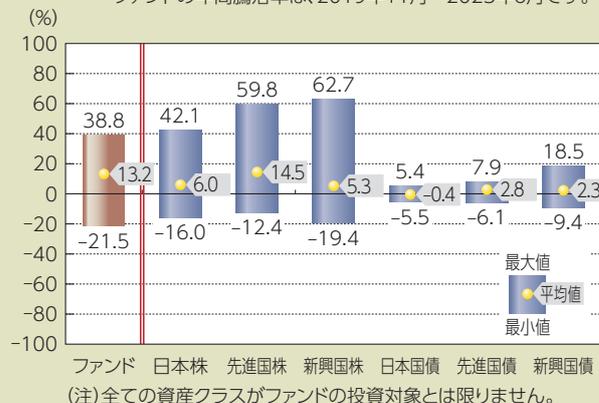
ファンドの年間騰落率は、2019年11月～2023年6月です。  
基準価額(分配金再投資)は、2018年11月末～2023年6月末です。



### ● ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

(2018年7月末～2023年6月末)

ファンドの年間騰落率は、2019年11月～2023年6月です。



- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

## 代表的な資産クラスの指数について

資産クラス	指数名	注記等
日本株	東証株価指数(TOPIX) (配当込み)	東証株価指数(TOPIX)(配当込み)とは、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、浮動株ベースの時価総額加重方式により算出される株価指数です。TOPIXの指数値及びTOPIXに係る標準又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウ及びTOPIXに係る標準又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み)	MSCIコクサイ・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。また、MSCIコクサイ・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、MSCIエマージング・マーケット・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
日本国債	NOMURA-BPI(国債)	NOMURA-BPI(国債)とは、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が発表しているわが国の代表的な国債パフォーマンスインデックスで、NOMURA-BPI(総合)のサブインデックスです。当該指数の知的財産権およびその他一切の権利は同社に帰属します。なお、同社は、当該指数の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、当該指数を用いて運用されるファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本)	FTSE世界国債インデックス(除く日本)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイドとは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが算出し公表している指数で、現地通貨建てのエマージング債市場の代表的なインデックスです。現地通貨建てのエマージング債のうち、投資規制の有無や、発行規模等を考慮して選ばれた銘柄により構成されています。当該指数の著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。

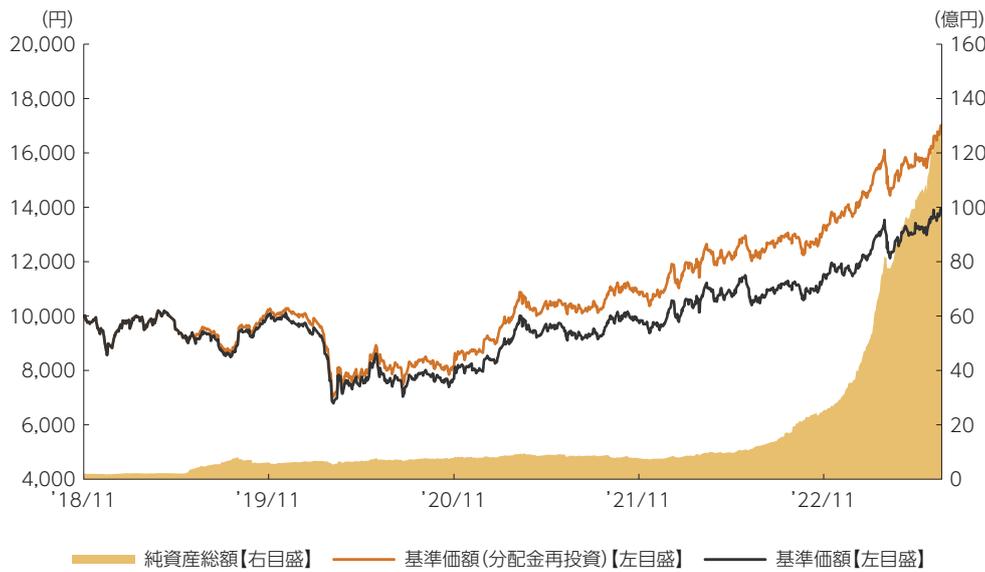
(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。



# 運用実績

2023年6月30日現在

## ■基準価額・純資産の推移 2018年11月9日(設定日)～2023年6月30日



- 基準価額、基準価額(分配金再投資)は10,000を起点として表示
- 基準価額、基準価額(分配金再投資)は運用報酬(信託報酬)控除後です。

## ■基準価額・純資産

基準価額	13,961円
純資産総額	129.8億円

•純資産総額は表示桁未満切捨て

## ■分配の推移

2023年 6月	330円
2022年 12月	340円
2022年 6月	280円
2021年 12月	180円
2021年 6月	170円
2020年 12月	190円
設定来累計	2,020円

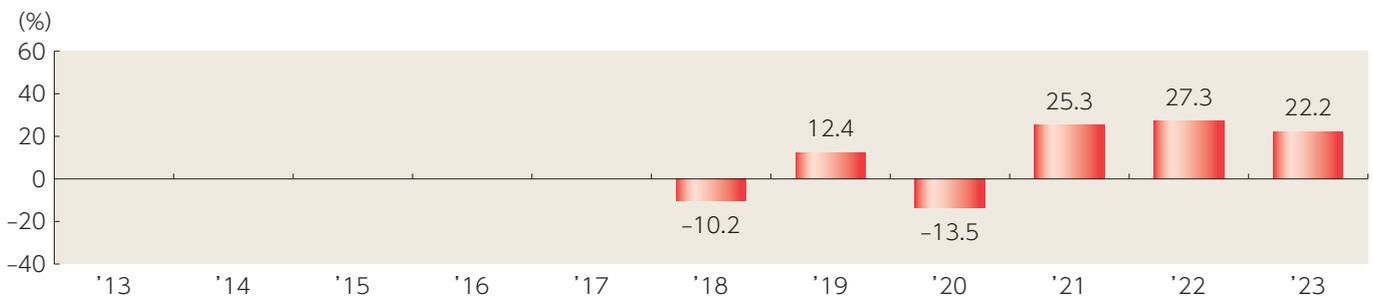
•分配金は1万口当たり、税引前

## ■主要な資産の状況

組入上位業種	比率	組入上位銘柄	業種	比率
1 銀行業	24.1%	1 川崎汽船	海運業	6.2%
2 鉄鋼	12.9%	2 三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	6.1%
3 海運業	12.2%	3 商船三井	海運業	6.0%
4 保険業	6.4%	4 三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	6.0%
5 石油・石炭製品	5.8%	5 みずほフィナンシャルグループ	銀行業	5.9%
6 情報・通信業	5.7%	6 ソフトバンク	情報・通信業	5.7%
7 医薬品	5.6%	7 日本製鉄	鉄鋼	5.7%
8 食料品	5.6%	8 武田薬品工業	医薬品	5.6%
9 サービス業	5.3%	9 日本たばこ産業	食料品	5.6%
10 建設業	4.2%	10 日本郵政	サービス業	5.3%

- 各比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)
- 国内株式の業種は、東京証券取引所の33業種分類によるもの

## ■年間収益率の推移



- 収益率は基準価額(分配金再投資)で計算
- 2018年は設定日から年末までの、2023年は年初から6月30日までの収益率を表示
- ファンドにベンチマークはありません。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。  
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。



# 手続・手数料等

## ■お申込みメモ

 購入時	購入単位	販売会社が定める単位 販売会社にご確認ください。
	購入価額	購入申込受付日の基準価額 ※基準価額は1万口当たりで表示されます。基準価額は委託会社の照会先でご確認ください。
	購入代金	販売会社が指定する期日までにお支払いください。
 換金時	換金単位	販売会社が定める単位 販売会社にご確認ください。
	換金価額	換金申込受付日の基準価額
	換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して4営業日目から販売会社においてお支払いします。
 申込について	申込締切時間	原則として、午後3時までに販売会社が受付けたものを当日の申込分とします。
	購入の申込期間	2023年3月15日から2024年3月14日まで ※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新される予定です。
	換金制限	ファンドの資金管理を円滑に行うため、大口の換金のお申込みに制限を設ける場合があります。
	購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止すること、およびすでに受付けた購入・換金のお申込みの受付を取消すことがあります。 また、下記の信託金の限度額に達しない場合でも、ファンドの運用規模・運用効率等を勘案し、市況動向や資金流入の動向等に応じて、購入のお申込みの受付を中止することがあります。
 その他	信託期間	無期限(2018年11月9日設定)
	繰上償還	以下の場合等には、信託期間を繰上げて償還となることがあります。 ・受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合 ・ファンドを償還させることが受益者のため有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき
	決算日	毎年6・12月の15日(休業日の場合は翌営業日)
	収益分配	年2回の決算時に分配を行います。 販売会社との契約によっては、収益分配金の再投資が可能です。
	信託金の限度額	1,500億円
	公告	原則として、電子公告の方法により行い、ホームページ( <a href="https://www.am.mufg.jp/">https://www.am.mufg.jp/</a> )に掲載します。
	運用報告書	毎決算後および償還後に交付運用報告書が作成され、販売会社を通じて知れている受益者に交付されます。
課税関係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、「NISA(少額投資非課税制度)およびジュニアNISA(未成年者少額投資非課税制度)」の適用対象です。なお、当該NISA制度は2023年12月末までのご購入が対象となります。2024年1月1日より開始される新しいNISA制度において、公募株式投資信託は一定の要件を満たした場合に、当該制度の適用対象となります。ファンドは「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」の対象となる予定です。 販売会社により取扱いが異なる場合があります。くわしくは、販売会社にご確認ください。配当控除の適用があります。益金不算入制度の適用はありません。	



# 手続・手数料等

## ■ファンドの費用・税金



### ファンドの費用

#### 投資者が直接的に負担する費用

	支払先	購入時手数料	対価として提供する役務の内容
購入時手数料	販売会社	購入価額に対して、 <b>上限2.20% (税抜 2.00%)</b> (販売会社が定めます)	ファンドおよび投資環境の説明・情報提供、購入に関する事務手続等
	(購入される販売会社により異なります。くわしくは、販売会社にご確認ください。)		
信託財産留保額	ありません。		

#### 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	日々の純資産総額に対して、 <b>年率0.693% (税抜 年率0.63%)</b> をかけた額		
	1万口当たりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額 × 信託報酬率 × (保有日数 / 365)		
	※上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。		
	各支払先への配分(税抜)は、次の通りです。		
	支払先	配分(税抜)	対価として提供する役務の内容
	委託会社	0.30%	ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等
	販売会社	0.30%	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等
	受託会社	0.03%	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等
	※上記各支払先への配分には、別途消費税等相当額がかかります。		
その他の費用・手数料	以下の費用・手数料についてもファンドが負担します。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・監査法人に支払われるファンドの監査費用</li> <li>・有価証券等の売買時に取引した証券会社等に支払われる手数料</li> <li>・有価証券等を海外で保管する場合、海外の保管機関に支払われる費用</li> <li>・その他信託事務の処理にかかる諸費用 等</li> </ul> ※上記の費用・手数料については、売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。		

※運用管理費用(信託報酬)および監査費用は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。毎決算時または償還時にファンドから支払われます。

※上記の費用(手数料等)については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。なお、ファンドが負担する費用(手数料等)の支払い実績は、交付運用報告書に開示されていますのでご参照ください。



## 税金

税金は、以下の表に記載の時期に適用されます。この表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※上記は、2023年6月末現在のものです。

※「NISA(少額投資非課税制度)およびジュニアNISA(未成年者少額投資非課税制度)」をご利用の場合

毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。くわしくは、販売会社にお問合わせください。なお、当該NISA制度は2023年12月末までのご購入が対象となります。2024年1月1日から開始される新しいNISA制度において、ファンドは「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」の対象となる予定です。

※「新しいNISA(少額投資非課税制度)の成長投資枠」をご利用の場合

一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。また、2024年1月1日以降は、税法上の要件を満たした商品を購入した場合に限り、非課税の適用を受けることができます。くわしくは、販売会社にお問合わせください。

※分配時において、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※法人の場合は、上記とは異なります。

※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認されることをお勧めします。

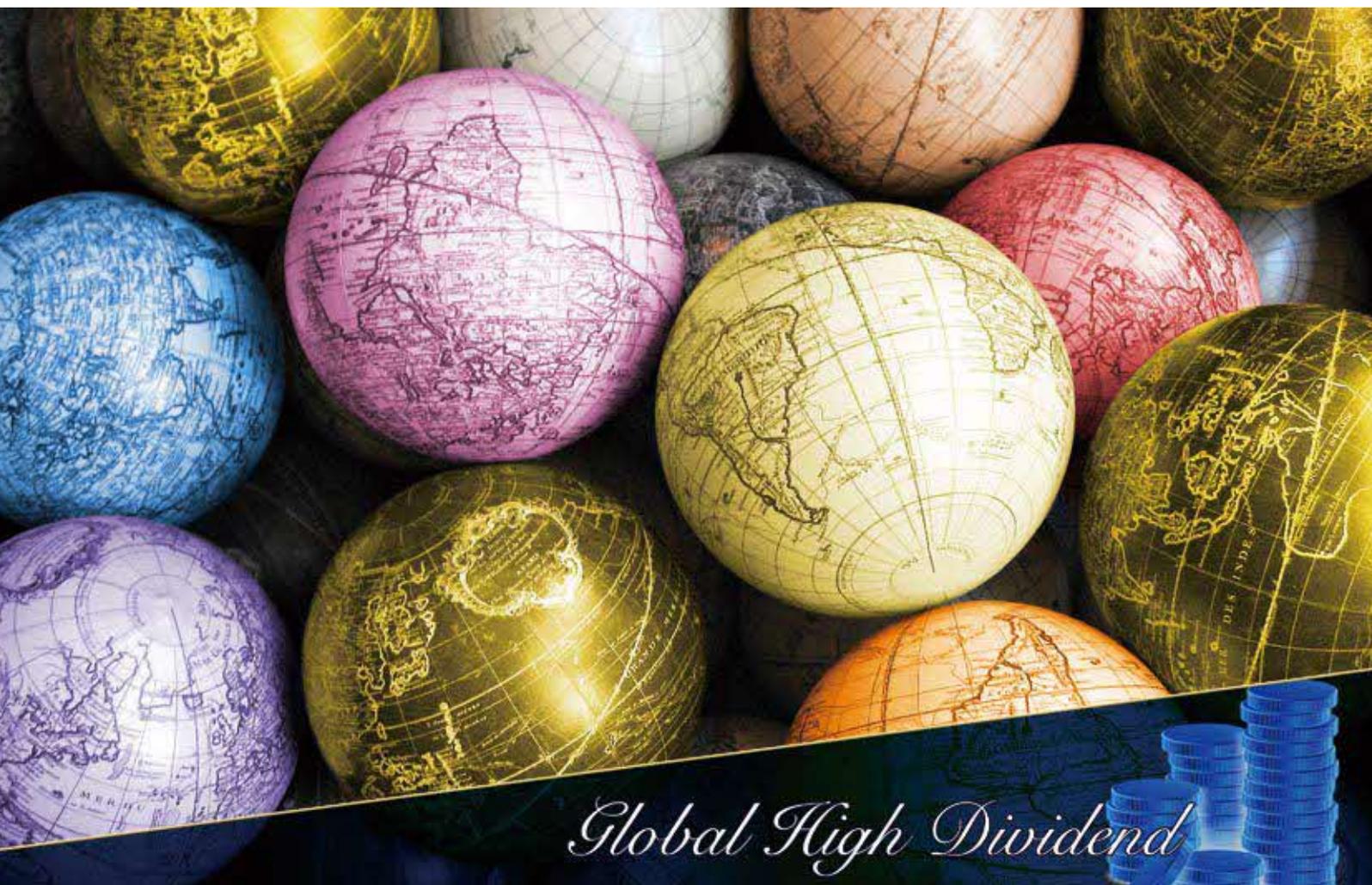


目論見書を読み解くガイド

<https://www.am.mufg.jp/service/faqpoint/index.html>

# グローバル高配当株式ファンド(奇数月分配型)

追加型投信／内外／株式



*Global High Dividend*

- 本書は金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みいただき、ご自身でご判断ください。
  - ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書(以下「請求目論見書」といいます。)は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできます。また、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
  - 本書には約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載しています。
  - ファンドの基準価額、販売会社などについては、以下の委託会社の照会先にお問い合わせください。
- <委託会社> [ファンドの運用の指図を行なう者]  
日興アセットマネジメント株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第368号  
ホームページ アドレス [www.nikkoam.com/](http://www.nikkoam.com/)  
コールセンター 電話番号 0120-25-1404 (午前9時～午後5時。土、日、祝・休日は除きます。)
- <受託会社> [ファンドの財産の保管および管理を行なう者]  
みずほ信託銀行株式会社

設定・運用は

**日興アセットマネジメント**

- ファンドの内容に関して重大な変更を行なう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に投資者(受益者)の意向を確認いたします。
- ファンドの財産は、信託法(平成18年法律第108号)に基づき受託会社において分別管理されています。
- この目論見書により行なう「グローバル高配当株式ファンド(奇数月分配型)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2023年8月22日に関東財務局長に提出しており、2023年8月23日にその効力が発生しております。

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	内外	株式	その他資産 (投資信託証券 (株式一般))	年6回 (隔月)	グローバル (含む日本)	ファミリー ファンド	なし

商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)をご参照ください。  
 ※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

2023年11月22日付でファンドの名称を「グローバル高配当株式ファンド(毎月分配型)」から「グローバル高配当株式ファンド(奇数月分配型)」に変更いたしました。また、愛称として使用しておりました「軍配」については廃止させていただきました。

#### <委託会社の情報>

委託会社名	日興アセットマネジメント株式会社
設立年月日	1959年12月1日
資本金	173億6,304万円
運用する投資信託財産の 合計純資産総額	27兆489億円
	(2023年7月末現在)

## ファンドの目的

相対的に配当利回りが高く、中長期的な増配および値上がりが期待できると判断した世界各国(日本を含みます。)の株式に分散投資を行なうことで、安定的な配当収入の確保と信託財産の成長をめざします。

## ファンドの特色



### 特色1

**世界各国の配当利回りの高い企業の株式を中心に投資します。**

- ・相対的に高い配当利回りに加え、中長期的な増配および値上がりが期待できると判断した世界各国(日本を含みます。)の株式に投資を行ないます。
- ・世界各国の高配当利回り株式の相対的に高い配当利回りを享受することを目的とするため、原則として対円での為替ヘッジは行ないません。



### 特色2

**組入株式の配当収益などを原資として、奇数月に分配を行なうことをめざします。**

- ・奇数月の各21日(休業日の場合は翌営業日)を決算日とします。

### <収益分配のイメージ>



※上図はイメージであり、将来の分配金およびその金額について示唆、保証するものではありません。

※分配金額は収益分配方針に基づいて委託会社が決定しますが、委託会社の判断により分配金額を変更する場合や分配を行わない場合もあります。



### 特色3

**JPモルガン・アセット・マネジメント(UK)リミテッドが運用を担当します。**

- ・JPモルガン・アセット・マネジメント(UK)リミテッドが「世界高配当利回り株式マザーファンド」の運用を行ないます。

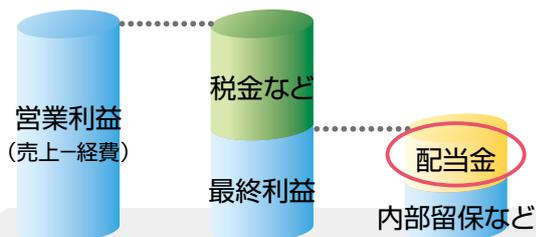
※市況動向および資金動向などにより、上記のような運用が行なえない場合があります。

## 配当利回りとは

- 「配当」は、会社の利益の一部をその会社の株主に分配するもので、その金額は、会社の経営状態など様々な条件で変動します。
- 「配当利回り」とは、配当と株価で算出される株価指標です。

$$\text{配当利回り (\%)} = \frac{\text{1株当たりの配当金額 (年間)}}{\text{株価}} \times 100$$

<ご参考>  
会社の利益の一部である配当金



### 配当利回りが高くなる理由はさまざまです

<配当利回りが高くなる主な理由>

株価に対して  
高い配当金を出せるだけの  
収益力がある

株主還元への  
取り組みに積極的

収益性や株主還元姿勢は低いものの、  
何らかの理由で株価が低水準

配当利回りは、配当金額と株価の増減によって変動することから、配当利回りが高い企業にもさまざまなケースがあります。そのため、高配当利回り株式投資においては、その中から企業を見極めることが重要です。

## 高配当利回り株式への投資について

- 当ファンドでは、「配当の原資となる収益」を長期にわたって生み出す力を持ち、しかも株価水準が割安と判断される企業の中から、相対的に配当利回りの高い企業を選んで投資することにより、配当収益と値上がり益の獲得をめざします。

### <高配当利回り株式への投資で期待される成果>

#### 配当収益

株主への利益配分を重視した企業に投資することで、配当による安定した収益が期待できます。



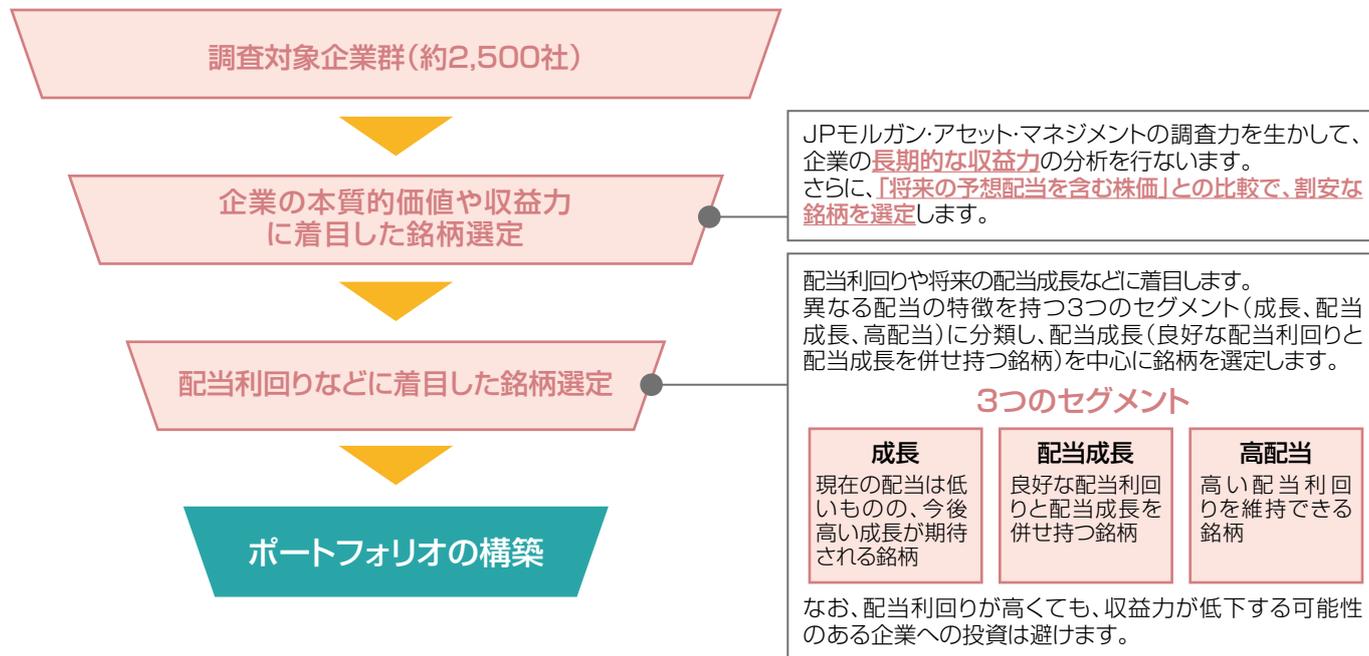
#### 値上がり益

高配当を行なう企業の中でも、持続的な利益成長が見込めると判断した企業への投資により、株価上昇が期待できます。



# JPモルガン・アセット・マネジメント(UK)リミテッドが運用を担当します

## 運用手法(プロセス)



※上記は2023年9月末現在の運用手法(プロセス)であり、将来変更する可能性があります。

## J.P.モルガン・アセット・マネジメントとは

- 世界有数の金融サービス会社であるJPモルガン・チェース・アンド・カンパニー傘下の資産運用部門です。
- 運用資産総額約323兆円\*(約2兆2,341億米ドル)を世界各国の株式、債券などで運用する資産運用グループです。あらゆる資産の運用を様々なかたちで、多くのお客様に提供しています。
- ポートフォリオ・マネジャー、アナリストなど約1,160名の運用プロフェッショナルを擁し、世界36カ国に展開しています。

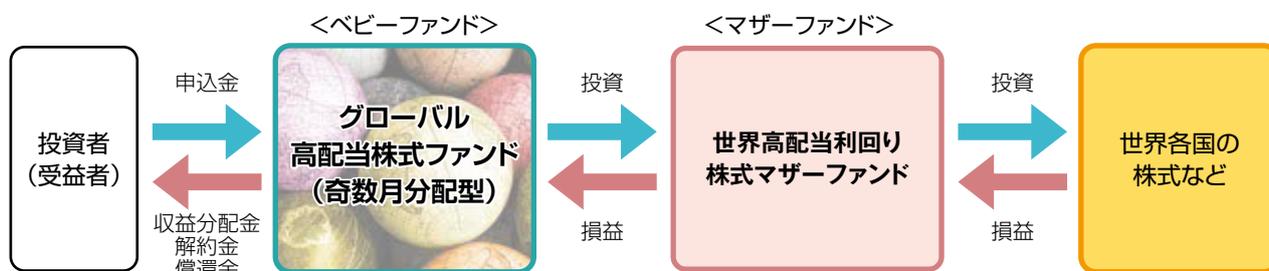
※運用総資産額は、2022年9月末の為替レート(1米ドル=144.745円)により円換算。



(2022年9月末現在)

## ファンドの仕組み

当ファンドは、主にマザーファンドに投資するファミリーファンド方式で運用を行ないます。



### ■主な投資制限

- ・株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- ・外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

### ■分配方針

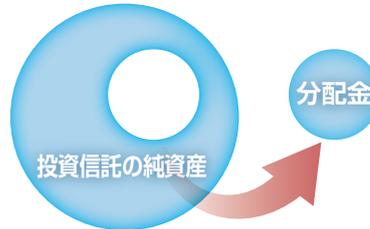
毎決算時に、分配金額は、委託会社が決定するものとし、原則として、安定した分配を継続的に行なうことをめざします。ただし、基準価額水準などを勘案し、上記安定分配相当額のほか、委託会社が決定する金額を付加して分配を行なう場合があります。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

## 収益分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

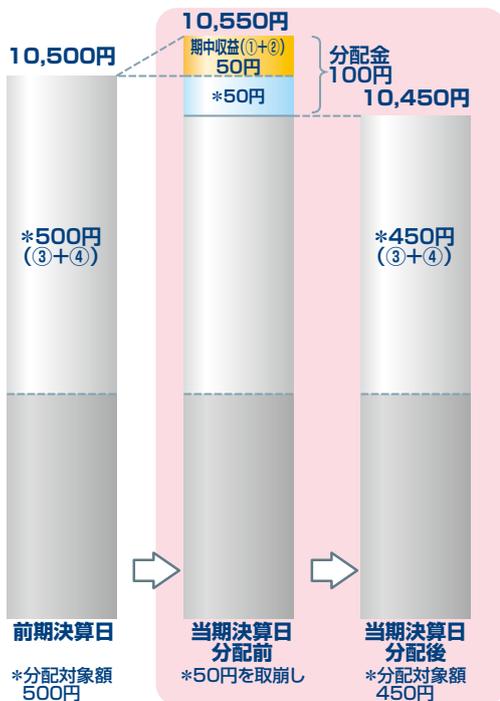
### 投資信託で分配金が支払われるイメージ



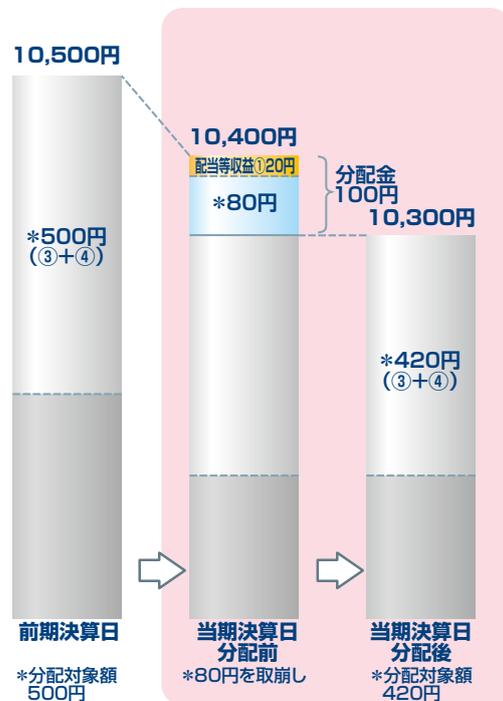
- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

### 計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

#### 前期決算から基準価額が上昇した場合



#### 前期決算から基準価額が下落した場合

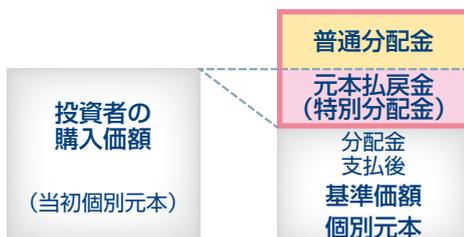


(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

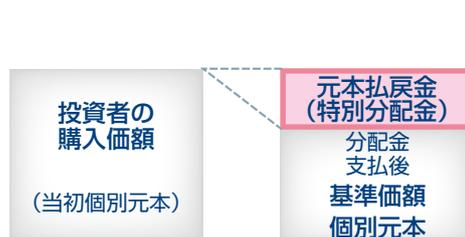
※上記はイメージであり、将来の分配金の支払いおよび金額ならびに基準価額について示唆、保証するものではありません。

- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりの方が小さかった場合も同様です。

#### 分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



#### 分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



※ 元本払戻金（特別分配金）は実質的には元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金（特別分配金）部分は**非課税扱い**となります。

- 普通分配金：個別元本（投資者のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。
- 元本払戻金：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、（特別分配金）元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、後述の「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照ください。

当ファンドの投資にあたっては、主に以下のリスクを伴いません。お申込みの際は、当ファンドのリスクを十分に認識・検討し、慎重に投資のご判断を行なっていただく必要があります。

## 基準価額の変動要因

投資者の皆様は投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者(受益者)の皆様へ帰属します。なお、当ファンドは預貯金とは異なります。

当ファンドは、主に株式を実質的な投資対象としますので、株式の価格の下落や、株式の発行体の財務状況や業績の悪化などの影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建資産に投資する場合には、為替の変動により損失を被ることがあります。

主なリスクは以下の通りです。

### 価格変動リスク

- 株式の価格は、会社の成長性や収益性の企業情報および当該情報の変化に影響を受けて変動します。また、国内および海外の経済・政治情勢などの影響を受けて変動します。ファンドにおいては、株式の価格変動または流動性の予想外の変動があった場合、重大な損失が生じるリスクがあります。

### 流動性リスク

- 市場規模や取引量が少ない状況においては、有価証券の取得、売却時の売買価格は取引量の大きさに影響を受け、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どおりに売却できないリスク、あるいは、価格の高低に関わらず取引量が限られてしまうリスクがあり、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。

### 信用リスク

- 投資した企業の経営などに直接・間接を問わず重大な危機が生じた場合には、ファンドにも重大な損失が生じるリスクがあります。デフォルト(債務不履行)や企業倒産の懸念から、発行体の株式などの価格は大きく下落(価格がゼロになることもあります。)し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。

### 為替変動リスク

- 外貨建資産については、一般に外国為替相場が当該資産の通貨に対して円高になった場合には、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

## その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- 当ファンドは、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し、短期間で解約資金の手当てをする必要が生じた場合や、主たる取引市場において市場が急変した場合などに、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どおりに売却できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響をおよぼす可能性や、換金の申込みの受付を中止する可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

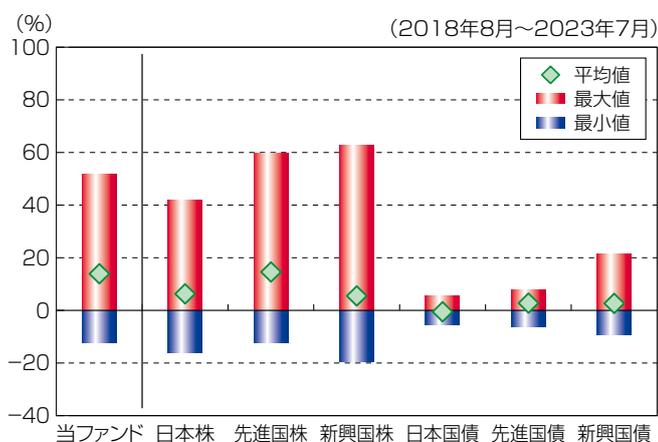
## リスクの管理体制

- 運用状況の評価・分析および運用リスク(流動性リスクを含む)の管理ならびに法令などの遵守状況のモニタリングについては、運用部門から独立したリスク管理/コンプライアンス業務担当部門が担当しています。
- 上記部門はリスク管理/コンプライアンス関連の委員会へ報告/提案を行なうと共に、必要に応じて運用部門に改善案策定の指示などを行ない、適切な運用体制を維持できるように努めています。

※上記体制は2023年7月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

## (参考情報)

### 当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



(当ファンドと他の代表的な資産クラスの平均騰落率、年間最大騰落率および最小騰落率(%))

	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
平均値	13.9%	6.3%	14.6%	5.5%	-0.5%	2.8%	2.7%
最大値	51.7%	42.1%	59.8%	62.7%	5.4%	7.9%	21.5%
最小値	-12.3%	-16.0%	-12.4%	-19.4%	-5.5%	-6.1%	-9.4%

※上記は当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

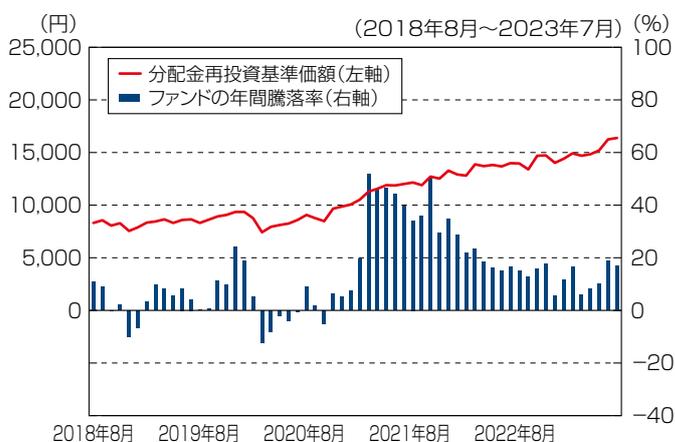
※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

※上記は2018年8月から2023年7月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大・最小・平均を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。当ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を再投資したものとして計算した理論上のものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

### <各資産クラスの指数>

日本株 ……TOPIX(東証株価指数)配当込み  
 先進国株 ……MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込み、円ベース)  
 新興国株 ……MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

### 当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の1万口当たりの値です。

※分配金再投資基準価額は、2018年8月末の基準価額を起点として指数化しています。

※当ファンドの分配金再投資基準価額および年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)は、分配金(税引前)を再投資したものとして計算した理論上のものであり、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

日本国債 ……NOMURA-BPI国債  
 先進国債 ……FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)  
 新興国債 ……JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースィファイド(円ヘッジなし、円ベース)

基準価額・純資産の推移



基準価額..... 14,992円

純資産総額.....84.09億円

※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の1万口当たりの値です。  
 ※分配金再投資基準価額は、2013年7月末の基準価額を起点として指数化しています。  
 ※分配金再投資基準価額は当ファンドに過去10年間、分配実績があった場合に、当該分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものである点にご留意ください。

分配の推移(税引前、1万口当たり)

2023年3月	2023年4月	2023年5月	2023年6月	2023年7月	直近1年間累計	設定来累計
15円	15円	15円	15円	15円	180円	7,403円

主要な資産の状況

<資産構成比>

資産	比率
国内株式	0.0%
うち先物	0.0%
外国株式	96.8%
うち先物	0.0%
現金その他	3.2%

※当ファンドの実質組入比率です。  
 ※海外で取得した日本企業の株式等は、外国株式に区分しています。

<株式組入上位10ヵ国>

	国名	比率
1	アメリカ	53.7%
2	日本	6.9%
3	フランス	5.7%
4	ドイツ	4.5%
5	スイス	3.7%
6	イギリス	3.5%
7	シンガポール	3.2%
8	アイルランド	3.0%
9	カナダ	2.8%
10	オランダ	2.6%

※マザーファンドの対純資産総額比です。

<外国株式組入上位5業種>

	業種	比率
1	ソフトウェア・サービス	9.7%
2	医薬品・バイオテクノロジー	9.5%
3	半導体・半導体製造装置	9.4%
4	資本財	8.7%
5	金融サービス	7.7%

※マザーファンドの対組入外国株式時価総額比です。

<株式組入上位10銘柄>(銘柄数68銘柄)

	銘柄	通貨	業種	比率
1	MICROSOFT CORP	アメリカドル	ソフトウェア・サービス	5.59%
2	CME GROUP INC	アメリカドル	金融サービス	3.22%
3	PROLOGIS INC	アメリカドル	その他	2.73%
4	ABBVIE INC	アメリカドル	医薬品・バイオテクノロジー	2.64%
5	NXP SEMICONDUCTORS NV	アメリカドル	半導体・半導体製造装置	2.59%
6	TAIWAN SEMICONDUCTOR-SP ADR	アメリカドル	半導体・半導体製造装置	2.55%
7	BANK OF AMERICA CORP	アメリカドル	銀行	2.41%
8	VINCI SA	ユーロ	資本財	2.20%
9	COCA-COLA CO/THE	アメリカドル	食品・飲料・タバコ	2.18%
10	TOKYO ELECTRON LTD-UNSP ADR	アメリカドル	半導体・半導体製造装置	2.12%

※マザーファンドの対純資産総額比です。

年間収益率の推移



※ファンドの年間収益率は、分配金(税引前)を再投資したものと計算しております。  
 ※当ファンドには、ベンチマークはありません。  
 ※2023年は、2023年7月末までの騰落率です。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。  
 ※ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示しています。

## お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位 ※販売会社の照会先にお問い合わせください。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額
購入代金	販売会社が指定する日までにお支払いください。
換金単位	1口単位 ※販売会社によって異なる場合があります。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して5営業日目からお支払いします。
申込締切時間	原則として、販売会社の営業日の午後3時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。
購入の申込期間	2023年8月23日から2024年2月21日までとします。 ※上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
購入・換金申込不可日	販売会社の営業日であっても、下記のいずれかに該当する場合は、購入・換金の申込みの受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 ・ニューヨーク証券取引所の休業日 ・ニューヨークの銀行休業日 ・英国証券取引所の休業日 ・ロンドンの銀行休業日
換金制限	ファンドの規模および商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の換金には受付時間制限および金額制限を行なう場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入および換金の申込みの受付を中止すること、および既に受け付けた購入および換金の申込みの受付を取り消すことができます。
信託期間	無期限(2005年11月22日設定)
繰上償還	次のいずれかの場合等には、繰上償還することがあります。 ・ファンドの受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合 ・繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき
決算日	毎年1月、3月、5月、7月、9月、11月の各21日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	年6回、分配方針に基づいて分配を行ないます。 ※販売会社との契約によっては再投資が可能です。
信託金の限度額	1兆円
公告	日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	年2回(5月、11月)および償還後に交付運用報告書は作成され、知っている受益者に対して交付されます。
課税関係	課税上は、株式投資信託として取り扱われます。 ・公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度(NISA)の適用対象です。 ※2024年1月1日以降、公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISAの適用対象となります。当ファンドは、NISAの「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」の対象となる予定ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。上記は、2023年10月末現在のもので、税法が改正された場合などには、変更される場合があります。 ・配当控除の適用はありません。 ・益金不算入制度は適用されません。

# ファンドの費用・税金

## ファンドの費用

### 投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	<b>購入時の基準価額に対し3.3%(税抜3%)以内</b> ※購入時手数料は販売会社が定めます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 ※購入時手数料は、商品および関連する投資環境の説明や情報提供など、ならびに購入に関する事務コストの対価です。
信託財産留保額	<b>ありません。</b>

### 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	当ファンド	<p><b>ファンドの日々の純資産総額に対し年率1.441%(税抜1.31%)</b> 運用管理費用は、日々計上され、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払われます。</p> <p style="text-align: center;">＜運用管理費用の配分(年率)＞</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">運用管理費用(信託報酬)＝運用期間中の基準価額×信託報酬率</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合計</td> <td style="text-align: center;">委託会社</td> <td style="text-align: center;">販売会社</td> <td style="text-align: center;">受託会社</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1.31%</td> <td style="text-align: center;">0.71%</td> <td style="text-align: center;">0.55%</td> <td style="text-align: center;">0.05%</td> </tr> </table> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">委託会社</td> <td>委託した資金の運用の対価</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">販売会社</td> <td>運用報告書など各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供などの対価</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">受託会社</td> <td>運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価</td> </tr> </table> <p>※表中の率は税抜です。別途消費税がかかります。 ※マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、上記委託会社が受ける運用管理費用の中から支払います。</p>	運用管理費用(信託報酬)＝運用期間中の基準価額×信託報酬率				合計	委託会社	販売会社	受託会社	1.31%	0.71%	0.55%	0.05%	委託会社	委託した資金の運用の対価	販売会社	運用報告書など各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供などの対価	受託会社	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価
運用管理費用(信託報酬)＝運用期間中の基準価額×信託報酬率																				
合計	委託会社	販売会社	受託会社																	
1.31%	0.71%	0.55%	0.05%																	
委託会社	委託した資金の運用の対価																			
販売会社	運用報告書など各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供などの対価																			
受託会社	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価																			
その他の 費用・手数料	諸費用 (目論見書の 作成費用など)	<p><b>ファンドの日々の純資産総額に対して年率0.1%を乗じた額の信託期間を通じた合計を上限とする額</b> 目論見書の作成および交付に係る費用、運用報告書の作成および交付に係る費用、監査費用などは委託会社が定めた時期に、信託財産から支払われます。 ※監査費用は、監査法人などに支払うファンドの監査に係る費用です。</p>																		
	売買委託 手数料など	<p>組入有価証券の売買委託手数料、資産を外国で保管する場合の費用、借入金の利息および立替金の利息などがその都度、信託財産から支払われます。 ※運用状況などにより変動するものであり、事前に料率、上限額などを表示することはできません。</p>																		

投資者の皆様にご負担いただくファンドの費用などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なりますので、表示することができません。

## 税金

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」および未成年者少額投資非課税制度「愛称:ジュニアNISA」をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。なお、他の口座で生じた配当所得・譲渡所得との損益通算はできません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※2024年1月1日以降、NISAをご利用の場合、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となり、税法上の要件を満たした商品を購入した場合に限り、非課税の適用を受けることができます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※上記は2023年11月21日現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

**nikko am**  
Nikko Asset Management

## ニッセイ／パトナム・インカムオープン

追加型投信／海外／債券



当ファンドは、  
特化型運用を行います。

本書は金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。

ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は、下記の委託会社のホームページで閲覧またはダウンロードすることができます。また、本書には約款の主な内容が含まれておりますが、約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に添付されています。

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

委託会社[ファンドの運用の指図を行います]

**ニッセイアセットマネジメント株式会社**

金融商品取引業者登録番号 関東財務局長(金商)第369号

受託会社[ファンドの財産の保管および管理を行います]

**三菱UFJ信託銀行株式会社**

お問合せ ニッセイアセットマネジメント株式会社

コールセンター **0120-762-506**

9:00~17:00(土日祝日・年末年始を除く)

ホームページ <https://www.nam.co.jp/>

## ●委託会社の情報 (2023年10月末現在)

委託会社名 ニッセイアセットマネジメント株式会社	資本金 100億円
設立年月日 1995年4月4日	運用する 投資信託財産の 合計純資産総額 9兆2,457億円

## ●商品分類等

商品分類			属性区分			
単位型・ 追加型	投資対象 地域	投資対象 資産 (収益の源泉)	投資対象 資産	決算頻度	投資対象 地域	為替 ヘッジ
追加型	海外	債券	債券(一般)	年4回	北米	なし

・属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、為替変動リスクに対する対円でのヘッジの有無を記載しております。

商品分類および属性区分の内容については、一般社団法人投資信託協会ホームページ  
<https://www.toushin.or.jp/>にてご確認ください。

- 本書により行う「ニッセイ／パトナム・インカムオープン」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2024年1月15日に関東財務局長に提出しており、2024年1月16日にその届出の効力が生じております。
- ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律に基づいて組成された金融商品であり、同法では商品内容の重大な変更の際には、事前に受益者(既にファンドをお持ちの投資者)の意向を確認する手続きが規定されています。また、ファンドの信託財産は、受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産との分別管理等が義務付けられています。
- 商品内容・販売会社に関するお問合せは、委託会社のコールセンターで承っております。
- 基準価額(便宜上1万口当りに換算した価額で表示されます)については、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊(ファンド掲載名:インカム)および委託会社のコールセンター・ホームページにてご確認ください。
- 投資信託説明書(請求目論見書)は、投資者のご請求により販売会社から交付されます。ご請求された場合には、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

# 1. ファンドの目的・特色

## ファンドの目的

主に米ドル建ての米国国債、モーゲージ証券、社債、ハイイールド債および外国債を投資対象とし、信託財産の成長を図ることを目標に運用を行います。

## ファンドの特色

### 1 米ドル建ての多種多様な債券に投資します。

- 米ドル建ての多種多様な債券(米国国債、モーゲージ証券、米国社債、ハイイールド債、米国外公社債等)を投資対象とし、戦略的な資産配分と業種・銘柄を選択し幅広く分散投資することで、長期的な収益の獲得をめざします。
- ブルームバーグ米国総合インデックス(円換算ベース)<sup>※1</sup>を参考指標<sup>※2</sup>とし、長期的観点からこれを上回ることを目標とした運用を行います。

※1 ブルームバーグ米国総合インデックスとは、ブルームバーグが公表しているインデックスであり、米ドル建て投資適格債券市場のパフォーマンスを表します。

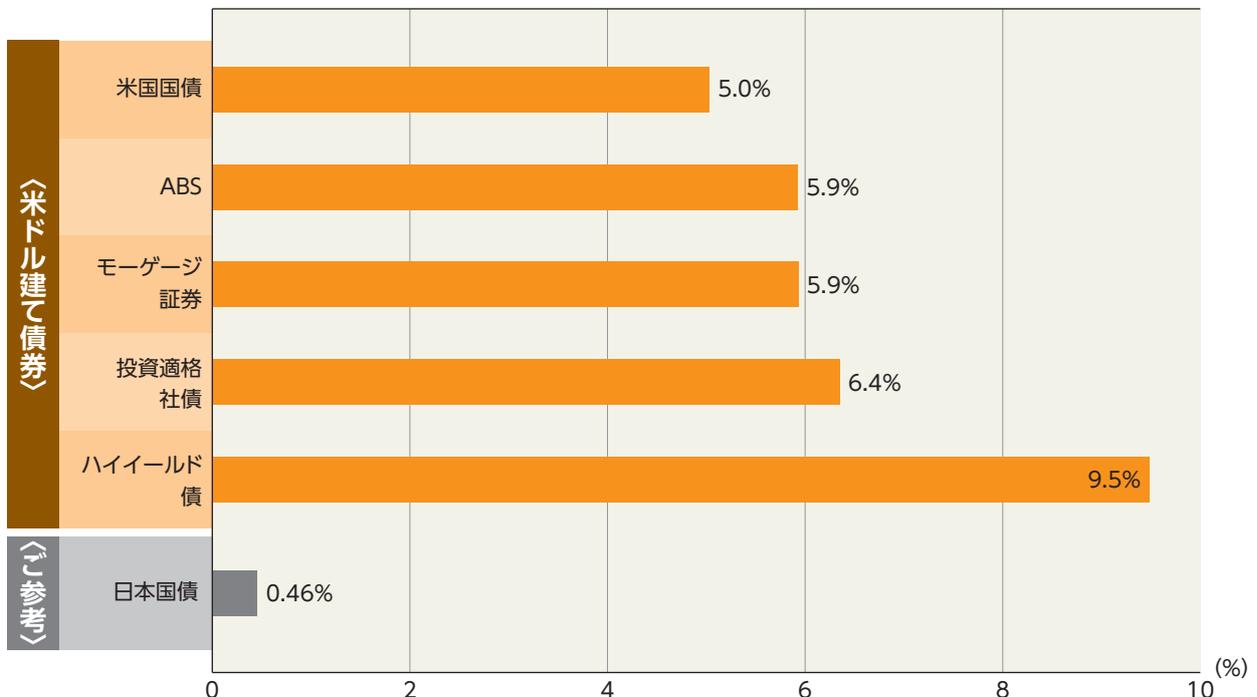
ブルームバーグは、ブルームバーグ・ファイナンス・エル・ピーの商標およびサービスマークです。ブルームバーグ・ファイナンス・エル・ピーおよびその関係会社(以下「ブルームバーグ」と総称します)またはブルームバーグのライセンサーは、ブルームバーグ・インデックスに対する一切の独占的権利を有しています。

なお、「円換算ベース」とは現地通貨建ベースのインデックスを委託会社が円換算したものです。

※2 ファンドは、当該参考指標との連動性をめざすものではありません。

### 〈主な米ドル建て債券の利回り水準〉

2023年10月末現在



出所)ブルームバーグのデータを基にニッセイアセットマネジメント作成

・米ドル建て債券(米国国債・ABS・モーゲージ証券・投資適格社債・ハイイールド債)の利回りは、ブルームバーグ・インデックスの種別指数の利回りです。日本国債の利回りは5年国債の利回りです。実際のファンドに組入れられている債券の利回りではありません。

! 上記は過去の実績であり、将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。

## 1. ファンドの目的・特色

ファンドが投資対象とするモーゲージ証券などには、一般社団法人投資信託協会規則に定める寄与度が10%を超える、またはを超える可能性の高い支配的な銘柄が存在するため、ファンドは特定の銘柄に投資が集中することがあります。

ファンドの特化型運用においては、当該銘柄のエクスポージャーがファンドの純資産総額の35%を超えないよう運用を行いますが、当該銘柄に経営破綻や経営・財務状況の悪化が生じた場合には、大きな損失が発生することがあります。

## 2 分散投資・高格付債への投資により、信用リスクをコントロールします。

- 幅広く分散投資を行うことで、ファンド全体の信用リスクを抑え、運用収益の安定化を図ります。

### 〈主な債券分類表〉

米 国 国 債	米国政府が発行する債券で、2023年10月末の格付は、AA+(S&P) / Aaa (Moody's) です。
モーゲージ証券	住宅ローンなどの不動産ローンを証券化したもので、通常、米国政府や政府関連機関等が保証するなど、信用補完されており信用力が高い債券です。
A B S	ABSとは、Asset Backed Securities (資産担保証券)の略で、自動車ローン、クレジットローンなどの金銭債権を証券化したものをいいます。
投資適格社債	企業が発行する、格付がBBB格以上の債券です。一般的に格付が高い債券ほど元本・利払いの安全性が高いと見なされますが、利回りは低くなります。
ハイイールド債	社債の中で、格付がBB格以下のものです。信用リスクが高い分、相対的に利回りは高くなります。「ニッセイ/パトナム・インカムオープン」ではリスクを低減する観点からその組入比率を15%以内にとどめています。

- 投資適格債の組入比率を85%以上(ハイイールド債の組入比率は15%以下)、組入債券の平均格付をA格以上に保ちます。また、組入債券については、クレジットリサーチ\*を行うことで、信用リスクの低減を図ります。

\*クレジットリサーチとは、個別企業や債券の発行体の財務分析・業種分析等の調査のことを指します。

### 〈債券の格付について〉

格 付	S&P	Moody's
高 い ↑ 投資適格	AAA	Aaa
	AA	Aa
	A	A
	BBB	Baa
↓ 投 機 的 低 い	BB	Ba
	B	B
	CCC	Caa
	CC	Ca
	C	C
	D	-

出所) S&P, Moody'sの格付定義を基にニッセイアセットマネジメント作成

・格付の符号については一部省略して表示しています。  
・債券の格付とは債券の元本、利息の支払の確実性の度合を示すもので、信用格付業者(S&PやMoody's等)が各債券の格付を行っています。

### 3 ザ・パトナム・アドバイザー・カンパニー・エルエルシーに運用を委託します。

- ファンドは、運用指図に関する権限\*を米国ボストンで資産運用業を行う「パトナム・インベストメンツ」のグループ会社である「ザ・パトナム・アドバイザー・カンパニー・エルエルシー」に委託します。

※ただし、国内短期金融資産の運用の指図に関する権限を除きます。

〈パトナム・インベストメンツの概要〉 2023年9月末現在

- パトナム・インベストメンツは1937年創立の米国で最も古い資産運用会社の1つです。
- 運用資産は約1,664億ドル(約25兆円)、投信残高は約817億ドル(約12兆円)の規模を誇ります。
- 設定済み投信は70本以上、また約300万人の投資家を有しています。
- ファンドマネージャー、アナリストなどの運用担当専門職を190名有しています。

○ 2023年10月末現在でニッセイアセットマネジメント株式会社が知り得る情報をもとに作成しています。

### 4 原則として、為替ヘッジ\*は行いません。

※為替ヘッジとは、為替変動による資産価値の変動を回避する取引のことをいいます。

! 為替相場の状況によって、基準価額および収益分配金の額が変動します。

### 5 3ヵ月毎に分配金をお支払いすることをめざします。

- 1・4・7・10月の各15日(休業日の場合は翌営業日)を決算日として、3ヵ月毎に分配を行う方針です。



! 上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよび水準について、示唆、保証するものではありません。

## 1.ファンドの目的・特色

### ●主な投資制限

株 式	株式等への投資は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。
同 一 銘 柄 の 株 式	同一銘柄の株式への投資は、 信託財産の純資産総額の10%以下とします。
投 資 信 託 証 券	投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
外 貨 建 資 産	外貨建資産への投資には、制限を設けません。

### ●収益分配方針

- 分配対象額は、利子等収益および売買益(評価益を含みます)等の全額とします。
- 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。
- 分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。

! 将来の分配金の支払いおよび水準について、保証するものではありません。

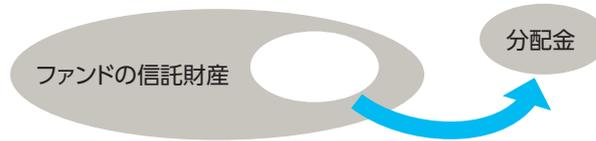
資金動向、市況動向等によっては、前述のような運用ができない場合があります。

# 追加的記載事項

## 分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの信託財産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

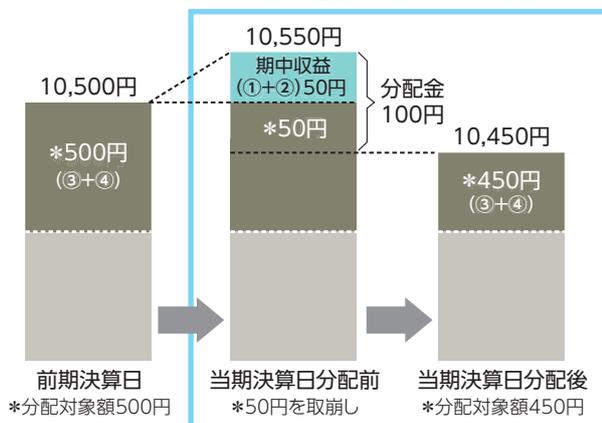
ファンドで分配金が支払われるイメージ



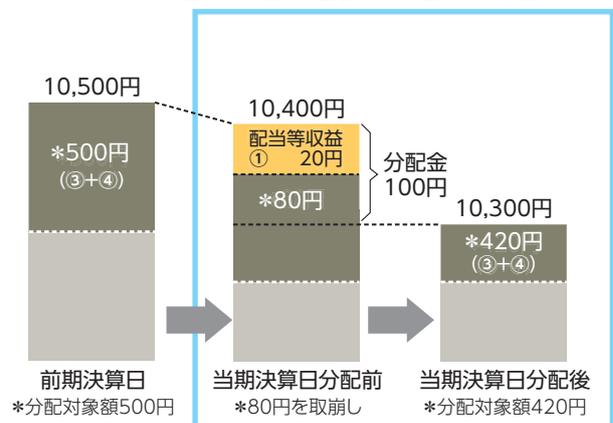
- 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

### 計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

#### 前期決算日から基準価額が上昇した場合



#### 前期決算日から基準価額が下落した場合



- 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、収益分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

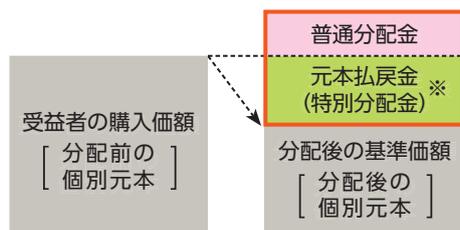
分配準備積立金: 期中収益(①および②)のうち、当期の分配金として支払われず信託財産に留保された金額をいい、次期以降の分配金の支払いにあてることができます。

収益調整金: 追加型株式投資信託において追加設定が行われることによって、既存の受益者の分配対象額が減らないようにするために設けられた勘定です。

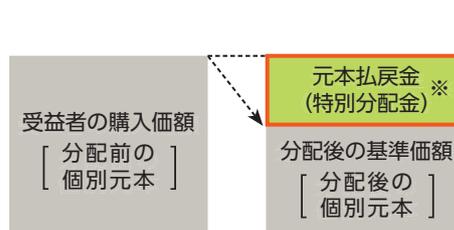
❗上記はイメージ図であり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

- 受益者のファンドの購入価額によっては、支払われる分配金の一部または全部が実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりりが小さかった場合も同様です。

#### 分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



#### 分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



※実質的に元本の一部払戻しに相当する元本払戻金(特別分配金)が支払われると、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は**非課税扱い**となります。

普通分配金: 個別元本(受益者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金): 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の受益者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

- 普通分配金に対する課税については、後記「4. 手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照ください。

## 2. 投資リスク

### 基準価額の変動要因

- ファンドは、値動きのある有価証券等(外貨建資産には為替変動リスクもあります)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本を割込むことがあります。
- ファンドは、預貯金とは異なり、投資元本および利回りの保証はありません。運用成果(損益)はすべて投資者の皆様のものとなりますので、ファンドのリスクを十分にご認識ください。

#### ● 主な変動要因

債券投資 リスク	金利変動 リスク	金利は、景気や経済の状況等の影響を受け変動し、それにともない債券価格も変動します。一般に金利が上昇した場合には、債券の価格が下落します。
	信用 リスク	債券の発行体が財政難・経営不振、資金繰り悪化等に陥り、債券の利息や償還金をあらかじめ定められた条件で支払うことができなくなる場合(債務不履行)、またはそれが予想される場合、債券の価格が下落することがあります。
	期限前償還 リスク	モーゲージ証券は、様々な要因によるローンの借換え等にともない、期限前償還されることがあり、これらの増減により価格が変動します。特に金利が低下した場合、期限前償還の可能性の高まりにより、モーゲージ証券の種類によっては価格の上昇が抑えられること、または下落することがあります。
為替変動 リスク	原則として対円での為替ヘッジを行わないため、外貨建資産については、為替変動の影響を直接的に受けます。一般に円高局面ではファンドの資産価値が減少します。	
流動性 リスク	市場規模が小さいまたは取引量が少ない場合、市場実勢から予期される時期または価格で取引が行えず、損失を被る可能性があります。	

・基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

## その他の留意点

- ファンドが投資対象とするモーゲージ証券などには、一般社団法人投資信託協会規則に定める寄与度が10%を超える、またはを超える可能性の高い支配的な銘柄が存在するため、ファンドは特定の銘柄に投資が集中することがあります。このため、当該銘柄に経営破綻や経営・財務状況の悪化が生じた場合には、大きな損失が発生することがあります。
- ファンドは、多量の換金の申込みが発生し換金代金を短期間で手当てする必要がある場合や組入資産の主たる取引市場において市場環境が急変した場合等には、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引ができないリスク、取引量が限定されるリスク等が顕在します。これらにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性、換金の申込みの受け付けを中止する、また既に受け付けた換金の申込みの受け付けを取消しする可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性などがあります。
- ファンドのお取引に関しては、クーリング・オフ(金融商品取引法第37条の6の規定)の適用はありません。

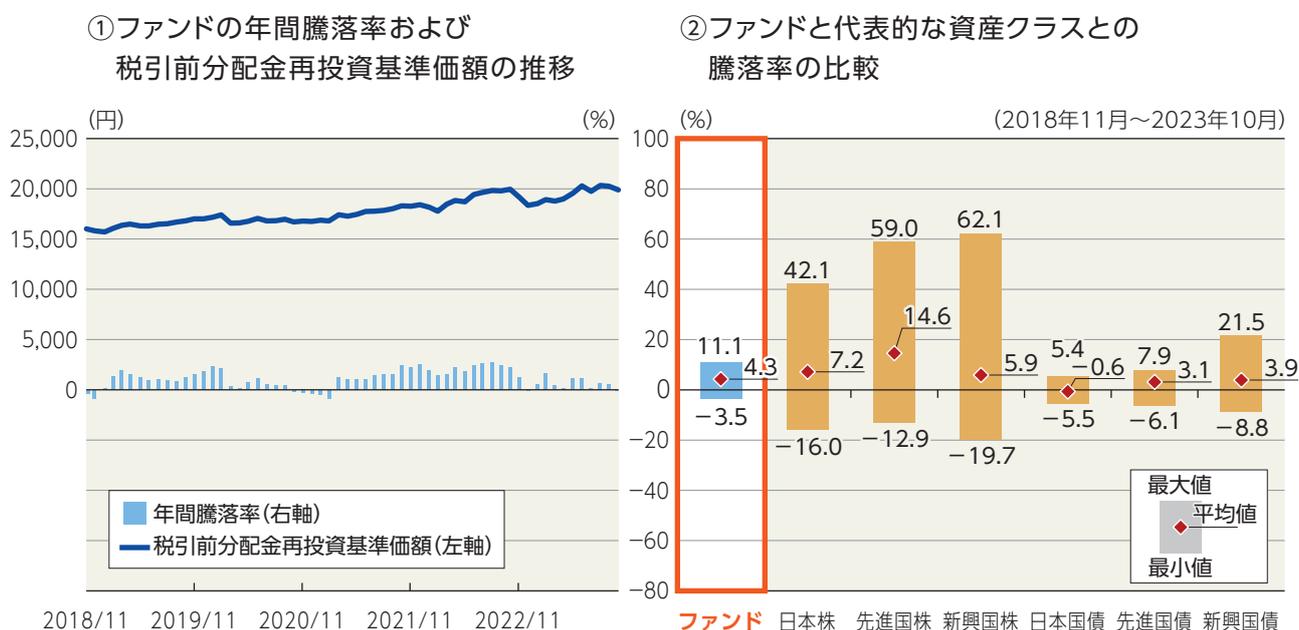
## リスクの管理体制

運用リスク管理担当部門が運用状況をモニタリングし、リスク、パフォーマンスの分析・評価、および投資制限等遵守状況・売買執行状況の事後チェックを行います。運用リスク管理担当部門は、そのモニタリング結果を運用担当部門に連絡するとともに社内で定期的開催される会議で報告します。運用担当部門はその連絡・報告を受けて、必要に応じてポートフォリオの改善を行う等の投資リスクを適正に管理する体制をとっています。

また、委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行っています。そして取締役会等においては、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢などを監督しています。

## 2.投資リスク

**(参考情報)** 投資リスクに関する参考情報として、ファンドのリスクの定量的な把握・比較を目的に下記のグラフを作成しています。



- ・グラフにおけるファンドに関する記載は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額によるものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率および実際の基準価額の推移とは異なる場合があります。ファンドおよび代表的な資産クラスの年間騰落率は、各月末における直近1年間の騰落率です。
- ・グラフ①は、過去5年間のファンドの実績です。グラフ②は、過去5年間ににおけるファンドおよび代表的な資産クラスの年間騰落率の最大値・最小値・平均値について表示しています。

<代表的な資産クラスにおける各資産クラスの指数>

- 日本株 … TOPIX (東証株価指数) (配当込み)
- 先進国株 … MSCIコクサイ・インデックス (配当込み、円ベース)
- 新興国株 … MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)
- 日本国債 … NOMURA-BPI 国債
- 先進国債 … FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)
- 新興国債 … JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド (円ベース)
- ・すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。
- ・海外の指数は、「為替ヘッジなし (対円)」の指数を採用しています。

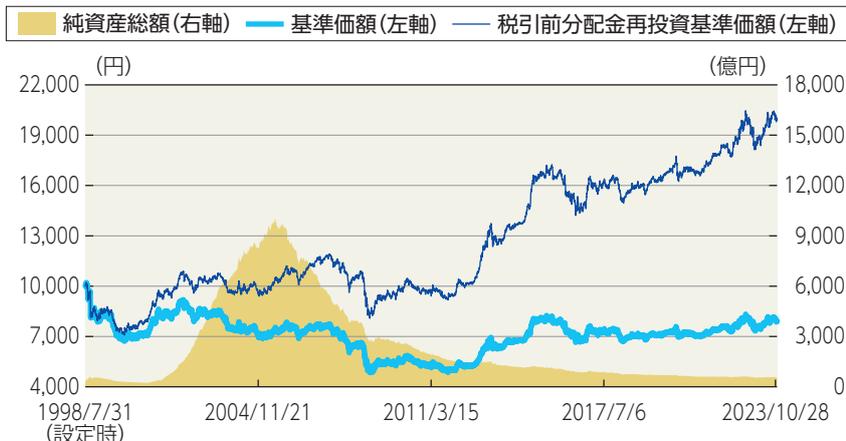
**!** 前記グラフは過去の実績であり、将来の運用成果等を示唆、保証するものではありません。

- ・TOPIX (東証株価指数) の指数値および同指数にかかる標章または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社 (以下「JPX」といいます) の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウおよび同指数にかかる標章または商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、同指数の指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。
- ・MSCIコクサイ・インデックスは、MSCI Inc. が公表している指数です。同指数に関する著作権、知的財産権、その他一切の権利はMSCI Inc. に帰属します。また、MSCI Inc. は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- ・MSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc. が公表している指数です。同指数に関する著作権、知的財産権、その他一切の権利はMSCI Inc. に帰属します。また、MSCI Inc. は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- ・NOMURA-BPI 国債とは、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表している指数で、その知的財産は同社に帰属します。なお、同社は、当ファンドの運用成果等に関し、一切責任を負いません。
- ・FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
- ・JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイドは、JPモルガン社が算出する債券インデックスであり、その著作権および知的所有権は同社に帰属します。

# 3.運用実績

2023年10月末現在

## ●基準価額・純資産の推移



- ・基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後のものです。
- ・税引前分配金再投資基準価額は分配金(税引前)を再投資したものと計算しております。

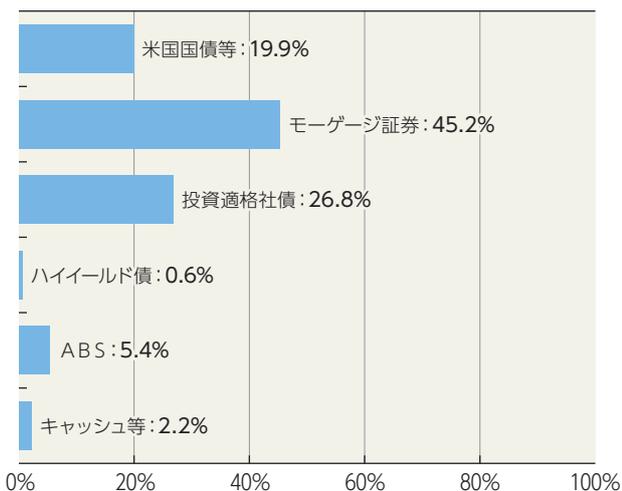
基準価額	7,897円
純資産総額	556億円

## ●分配の推移 1万口当り(税引前)

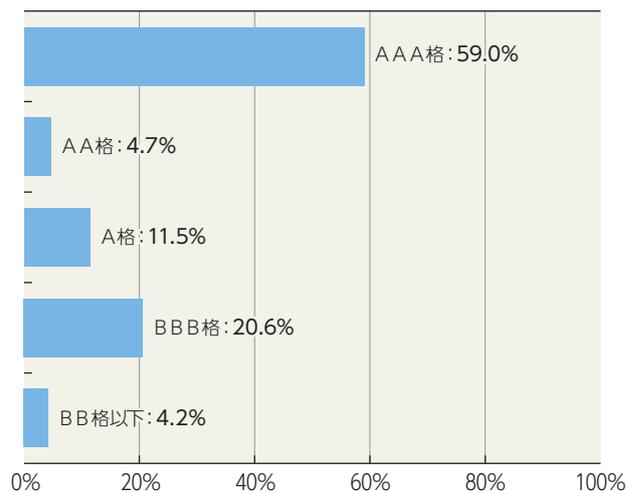
2022年10月	35円
2023年 1 月	35円
2023年 4 月	35円
2023年 7 月	45円
2023年10月	50円
直近1年間累計	165円
設定来累計	6,560円

## ●主要な資産の状況

投資対象比率



格付分布【平均格付:AA-】



- ・上記グラフはすべて対外貨建資産総額比です。
- ・原則として格付は、S&P、Moody's、Fitchのうち、上位の格付を採用しております。また、平均格付とは、上記作成基準日時点でファンドが保有している有価証券の信用格付を加重平均したものであり、当ファンドの信用格付ではありません。

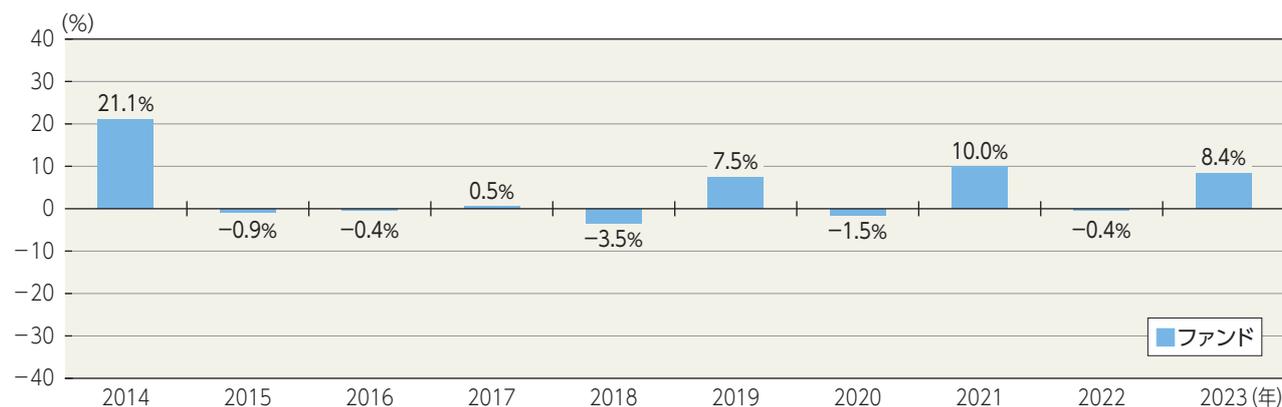
❗ ファンドの運用実績は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果等を約束するものではありません。  
最新の運用実績については、委託会社のホームページでご確認いただけます。

## ●組入上位銘柄

	銘柄	種別	償還日	クーポン	比率
1	アメリカ国債	国債	2042/08/15	2.750%	5.5%
2	アメリカ国債	国債	2028/02/29	1.125%	3.5%
3	ジニーメイ	モーゲージ証券	2053/11/01	3.500%	3.2%
4	ジニーメイ	モーゲージ証券	2053/11/01	3.000%	2.9%
5	アメリカ国債	国債	2051/02/15	1.875%	2.4%
6	アメリカ国債	国債	2031/05/15	1.625%	1.9%
7	アメリカ国債	国債	2031/11/15	1.375%	1.9%
8	ファニーメイ	モーゲージ証券	2050/10/01	2.500%	1.8%
9	ファニーメイ	モーゲージ証券	2053/11/01	3.000%	1.7%
10	ファニーメイ	モーゲージ証券	2052/02/01	2.000%	1.6%

・比率は対純資産総額比です。

## ●年間収益率の推移



- ・ファンドにはベンチマークはありません。
- ・ファンド収益率は分配金(税引前)を再投資したものとして計算しております。
- ・2023年は年始から上記作成基準日までの収益率です。

❗ ファンドの運用実績は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果等を約束するものではありません。  
最新の運用実績については、委託会社のホームページでご確認いただけます。

## 4. 手続・手数料等

### お申込みメモ

購入時	購入単位	各販売会社が定める単位とします。
	購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。 ● 収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。
	購入代金	各販売会社が定める日までに、各販売会社にお支払いください。
換金時	換金単位	1口単位あるいは1万口単位（販売会社によって異なります）
	換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
	換金代金	換金申込受付日から起算して、原則として5営業日目からお支払いします。
申込について	申込締切時間	原則として毎営業日の午後3時までに販売会社の手続きが完了したものを当日受付分とします。
	申込不可日	ニューヨーク証券取引所またはニューヨークの銀行の休業日と同日の場合は、購入・換金の申込みの受け付けを行いません。
	購入の申込期間	2024年1月16日から2024年7月12日まで ● 期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
	換金制限	ありません。
	購入・換金申込受付の中止および取消し	証券取引所の取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金の申込みの受け付けを中止することがあります。また、購入の場合は、既に受け付けた申込みの受け付けを取消すこともあります。
決算・分配	決算日	1・4・7・10月の各15日（該当日が休業日の場合は翌営業日）
	収益分配	年4回の毎決算日に、収益分配方針に基づき収益分配を行います。 分配金受取コース：税金を差引いた後、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いします。 分配金再投資コース：税金を差引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。 ● 販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合があります。

## お申込みメモ

その他	信託期間	無期限（設定日:1998年7月31日）
	繰上償還	受益権の口数が当初設定口数の10分の1（33億3,098万口）または30億口を下回る事となった場合等には、委託会社はあらかじめ受益者に書面により通知する等の手続を経て、ファンドを繰上償還させることがあります。
	信託金の限度額	2兆円とします。
	公 告	電子公告により行い、委託会社のホームページ( <a href="https://www.nam.co.jp/">https://www.nam.co.jp/</a> )に掲載します。
	運用報告書	委託会社は4・10月の決算後および償還後に交付運用報告書を作成し、販売会社から受益者へお届けします。
	課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。 配当控除、益金不算入制度の適用はありません。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA（少額投資非課税制度）の対象となり、当ファンドは、NISAの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象となります。ただし、販売会社により取扱いが異なる場合があります。 詳しくは、販売会社にお問合せください。

## ファンドの費用・税金

### ●ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用	
購入時	<p>購入時手数料</p> <p>購入申込受付日の翌営業日の基準価額に<b>2.75% (税抜2.5%) を上限</b>として販売会社が独自に定める率をかけた額とします。</p> <p>●料率は変更となる場合があります。 詳しくは販売会社にお問合せください。</p> <p>▶<b>購入時手数料</b>:購入時の商品・投資環境の説明および情報提供、ならびに購入にかかる事務手続き等の対価として、販売会社にお支払いいただく手数料</p>
換金時	<p>信託財産留保額</p> <p>ありません。</p>

投資者が信託財産で間接的に負担する費用																								
毎日	<p>運用管理費用 (信託報酬)</p> <p>ファンドの純資産総額に<b>年率1.65% (税抜1.5%)</b>をかけた額とし、ファンドからご負担いただけます。</p> <p>▶<b>運用管理費用 (信託報酬)</b> =保有期間中の日々の純資産総額 × 信託報酬率 (年率)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">信託報酬率 (年率・税抜) の配分</th> <th colspan="3">販売会社毎の純資産総額</th> <th rowspan="2">役務の内容</th> </tr> <tr> <th>2,000億円超の部分</th> <th>1,000億円超 2,000億円以下の部分</th> <th>1,000億円以下の部分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委託会社</td> <td>0.70%</td> <td>0.75%</td> <td>0.80%</td> <td>ファンドの運用、法定書類等の作成、基準価額の算出等の対価 (運用委託先への運用指図権限の一部委託に関する報酬を含む)</td> </tr> <tr> <td>販売会社</td> <td>0.70%</td> <td>0.65%</td> <td>0.60%</td> <td>購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価</td> </tr> <tr> <td>受託会社</td> <td colspan="3">0.10%</td> <td>ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等の対価</td> </tr> </tbody> </table> <p>・表に記載の料率には、別途消費税がかかります。</p>	信託報酬率 (年率・税抜) の配分	販売会社毎の純資産総額			役務の内容	2,000億円超の部分	1,000億円超 2,000億円以下の部分	1,000億円以下の部分	委託会社	0.70%	0.75%	0.80%	ファンドの運用、法定書類等の作成、基準価額の算出等の対価 (運用委託先への運用指図権限の一部委託に関する報酬を含む)	販売会社	0.70%	0.65%	0.60%	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価	受託会社	0.10%			ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等の対価
	信託報酬率 (年率・税抜) の配分		販売会社毎の純資産総額				役務の内容																	
		2,000億円超の部分	1,000億円超 2,000億円以下の部分	1,000億円以下の部分																				
	委託会社	0.70%	0.75%	0.80%	ファンドの運用、法定書類等の作成、基準価額の算出等の対価 (運用委託先への運用指図権限の一部委託に関する報酬を含む)																			
販売会社	0.70%	0.65%	0.60%	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価																				
受託会社	0.10%			ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等の対価																				
<p>監査費用</p> <p>ファンドの純資産総額に年率0.011% (税抜0.01%) をかけた額を上限とし、ファンドからご負担いただけます。</p> <p>▶<b>監査費用</b>:公募投資信託は、外部の監査法人等によるファンドの会計監査が義務付けられているため、当該監査にかかる監査法人等に支払う費用</p>																								
<p>随時</p> <p>その他の費用・手数料</p> <p>組入有価証券の売買委託手数料、信託事務の諸費用および借入金の利息等はファンドからご負担いただけます。これらの費用は運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を記載することはできません。</p> <p>▶<b>売買委託手数料</b>:有価証券等の売買・取引の際に仲介人に支払う手数料 ▶<b>信託事務の諸費用</b>:信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用 ▶<b>借入金の利息</b>:受託会社等から一時的に資金を借入れた場合 (立替金も含む) に発生する利息</p>																								

❗ 当該費用の合計額、その上限額および計算方法は、運用状況および受益者の保有期間等により異なるため、事前に記載することはできません。

## 4. 手続・手数料等

### ●税金 税金は表に記載の時期に適用されます。

以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

分配時		換金(解約)時および償還時	
所得税 および 地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%	所得税 および 地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益 (譲渡益)に対して20.315%

・少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」は少額上場株式等に関する非課税制度であり、NISAをご利用の場合、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。

ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たしたファンドを購入するなど、一定の条件に該当する方となります。

詳しくは、販売会社にお問合せください。

・外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記の表における税金と異なる場合があります。

・法人の場合は上記とは異なります。

・確定拠出年金法に基づく運用として購入する加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用され、またNISAおよび外国税額控除の適用対象外です。

・上記は有価証券届出書の提出日現在の税法に基づくものであり、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

・税金の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

